

平成20年9月1日

午前10時開会

議 場

1. 議事日程（第1日目）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 承認第 8号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
(平成20年度上天草市一般会計補正予算(第3号))
- 日程第 5 議案第65号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第66号 上天草市男女共同参画社会推進条例の制定について
- 日程第 7 議案第67号 上天草市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第68号 上天草市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第69号 上天草市上水道事業及び湯島簡易水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第70号 平成20年度上天草市一般会計補正予算(第4号)
- 日程第11 議案第71号 平成20年度上天草市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第72号 平成20年度上天草市老人保健医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第73号 平成20年度上天草市診療所特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第74号 平成20年度上天草市国民健康保険特別会計(直営診療施設勘定)補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第75号 平成20年度上天草市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第76号 平成20年度上天草市斎場特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第77号 平成20年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第78号 平成20年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第19 議案第79号 平成20年度上天草市物揚場造成事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第20 議案第80号 平成20年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第21 議案第81号 平成20年度上天草市水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第22 議案第82号 平成20年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算(第1

号)

- 日程第 2 3 認定第 1 号 平成 1 9 年度上天草市歳入歳出決算の認定について
日程第 2 4 認定第 2 号 平成 1 9 年度上天草市水道事業会計決算の認定について
日程第 2 5 認定第 3 号 平成 1 9 年度上天草市立上天草総合病院事業会計決算の認定について
日程第 2 6 報告第 2 号 平成 1 9 年度決算に伴う財政の健全化法における健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
-

2. 本日の出席議員は次のとおりである。(26名)

議長 渡辺 稔夫		
1 番 高橋 健	2 番 小西 涼司	3 番 島田 光久
4 番 新宅 靖司	5 番 川口 望	6 番 田中 万里
7 番 塩田 真一	8 番 山口 安彦	9 番 北垣 潮
1 0 番 東川 義勝	1 1 番 園田 一博	1 2 番 堀江 隆臣
1 3 番 佐藤ユミ子	1 4 番 窪田 進市	1 5 番 田中 豊八
1 6 番 津留 和子	1 7 番 瀬崎 秀輝	1 8 番 寄口 大和
1 9 番 桑原 千知	2 0 番 渡辺 勝也	2 1 番 田中 勝毅
2 2 番 藤川 勝久	2 3 番 山崎 哲哉	2 4 番 猪塚 安親
2 5 番 須崎 正造		

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市 長	川端 祐樹	教 育 長	鬼塚 宗徳
総 務 部 長	川本 一夫	企 画 観 光 部 長	村田 一安
健 康 福 祉 部 長	松浦 省一	市 民 生 活 部 長	田中 義人
建 設 部 長	永森 文彦	経 済 振 興 部 長	山下 幸盛
教 育 部 長	鬼塚 憲雄	病 院 事 業 管 理 者	樋口 定信
水 道 局 長	鋤田 成朗	上天草総合病院事務長	松本 精史
財 政 課 長	永森 良一	総 務 課 長	杉田 良一

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長 村 枝 誠 二 局 長 補 佐 野 崎 秀 満
参 事 大 石 智 奈 美

開 会 午 前 1 0 時 0 0 分

議長（渡辺 稔夫君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、これより平成20年第3回上天草市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。議事日程はお手元に配付してあるとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（渡辺 稔夫君） 日程第1、会議録署名の議員を指名をいたします。

会議録署名議員に18番、寄口大和君、19番、桑原千知君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（渡辺 稔夫君） 日程第2、会期の決定については、去る8月18日及び26日に議会運営委員会が開催され、会期日程等について協議されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

議会運営委員長（堀江 隆臣君） おはようございます。

平成20年第3回上天草市議会定例会に当たり、議会運営委員会を去る8月18日及び26日に委員会を開き、会期日程等について協議をいたしましたので、その結果について御報告を申し上げます。

まず、8月18日に協議しました結果を報告いたします。

この日は、主に第3回定例会の会期日程の素案について検討いたしました。開会を9月1日とし、閉会を18日か19日とする2案で内定しましたが、詳細についての最終決定は一般質問の通告人数や常任委員会の開催予定日が不確定なことから、次の委員会に持ち越しました。

次に、提出予定議案につきまして、執行部からこの時点で承認1件、条例5件、補正予算13件、決算認定3件の合計22件があり、事務局より提出議案名の報告を受けました。

次に、8月26日の委員会で協議した結果を御報告いたします。会期につきましては、本日1日が開会、提案理由の説明。2日から4日は議案研究のため休会し、5日が議案質疑及び委員会付託。6日から8日は休会し、一般質問通告者が11名でありましたので、一般質問日を9日か

ら11日の三日間とすることで決定をいたしました。なお、一般質問通告期限はあしたの午後4時に締め切りまして、質疑の通告期限は3日午後5時までとなっております。次に、各常任委員会は12日金曜日を総務常任委員会と農林水産常任委員会の2委員会を開催し、13日から15日までの休日を休会し、16日火曜日に文教厚生常任委員会と建設常任委員会の2委員会を開催することに決定をいたしました。次に17日と18日は議会事務局の事務処理のため休会し、19日金曜日を最終日といたしまして委員長報告、採決、閉会とすることに決定いたしました。

次に、提出されました23件の議案及び請願、陳情等について付託委員会を含め検討し審議いたしました結果、全議案を本議会へ上程することに決定をいたしました。なお、承認第8号、議案第65号及び報告第2号の以上3件の審議の方法について慎重に検討いたしました結果、この3提出議案につきましてはすべて委員会への付託を省略し、本会議で審議、採決することに決定いたしましたので、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

また、議会運営委員会として閉会中の継続審査及び調査の申し出をすることを決定しましたことを御報告申し上げ、委員長報告を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（渡辺 稔夫君） ただいまの委員長報告どおり決定したいと思います、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（渡辺 稔夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、委員長報告どおり19日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告

議長（渡辺 稔夫君） 日程第3、諸般の報告。

議事に入ります前に、御報告申し上げます。

平成20年5月から平成20年7月分の例月出納検査結果報告書が提出されましたので、議会事務局に保管しております。必要な方は御閲覧願います。

ここで、市長から発言の申し出がありますのでこれを許します。

市長。

市長（川端 祐樹君） おはようございます。

諸般の報告をいたします前に、このたび福祉課職員の酒気帯び運転により交通違反の発覚に伴い、停職6カ月の懲戒処分を行いました。あわせて上司である健康福祉部長、福祉課長を文書訓告といたしました。今回のことは公務員としてあってはならないことで、市民の皆様の信頼を裏切る行為であり、まことに申しわけなく思っております。今後このようなことが二度と起こらぬよう、直ちに全職員に対し綱紀粛正の徹底に努めるよう指示したところでございます。このたびはまことに申しわけありませんでした。

それでは、諸般の報告をいたします。

去る6月4日、全国市長会が東京で開催されましたので、その概要について報告いたします。議事は各県から提出されました地方分権改革の推進による都市自治の確立等に関する重点要項など66件を承認し、そのうち地方分権改革の推進に関する決議など4件を決議決定し、実現に向けて国への要望がなされることとなっています。

次に、市政の動きについて御報告いたします。

まず、上天草市タウンミーティングについては、これまで6カ所で開催し、多数の方に貴重な御意見をいただき、とても有意義な会となっています。今後も市内各地区で開催し、市民の皆様を市政に直接生かすとともに、活力あふれる市民主役のまちづくりを展開してまいります。

次に、平成19年度普通会計決算の財政指標では、議員の皆様のお協力はもとより、全職員、全庁挙げて財政再建に取り組んだことにより、自主財源比率、経常収支比率、実質公債費比率のいずれもが好転し、リバイバルプランを上回る好結果となりました。財政指標の好転は、財政健全化の歩みに一層の弾みがつくものと予想されます。

次に、大矢野地区バス再編を10月1日から実施いたします。物産館さんばーるを起点とする三つの循環バスと、JR三角駅方面へのシャトルバス、松島方面、維和方面への支線バスへと再編いたします。循環バスの名称はサンまりんバスと親しみやすい名前とし、循環ルートの名称も、登立循環、上循環、中循環とだれにでもわかりやすい表現にいたしました。なお、さんばーるへは熊本と天草を結ぶ快速あまくさ号も乗り入れることも決定しており、利活用も大きく図られるものと期待しています。

次に、地域振興協議部会の一つとして取り組んでいるスポーツ合宿の誘致について、企業誘致課、社会教育課との連携のもと、14の高校女子バレーボール部の合宿があり、地元からは松島商業、大矢野高校、その他福岡、宮崎、高知など県内外の高校から200人が参加し、宿泊数は延べ650人となりました。

次に、求人案内コーナーを商工観光課に設け、サービス開始後、1日二、三人の利用があり、延べ利用者数は68人となっています。これからも求人案内コーナーにおいてハローワークの求人情報を市民へ提供し、ハローワークへの相談などを行い、より一層の充実化に努めます。

次に、上天草市交流センタースパ・タラソ天草につきましては、2階プールタラソ部門の休止について指定管理者である株式会社おおやのより申し出がありましたことは、議会全員協議会に報告したとおりでございます。市といたしましては、関係先との協議、聞き取りを重ね、経営計画の再建等を株式会社おおやのへ求めました。これを受け株式会社おおやのは、スパ・タラソ2階プールタラソ部門の営業をしばらく継続するとともに、9月1日より料金改定を行い、プール会員の増加、収入の確保、経費節減など経営改革が実行されることになりました。

次に、これまで上天草市観光物産協会、仮称の設立を進めてまいりましたが、このたび上天草市の観光、物産を全国的にアピールする組織として、あまくさ四郎観光物産協会を8月8日に創設いたしました。今後は上天草市への集客増を目標に活動を開始します。

以上で諸般の報告を終わらせていただきます。

- 日程第 4 承認第 8 号 専決処分報告並びにその承認を求めることについて
(平成20年度上天草市一般会計補正予算(第3号))
- 日程第 5 議案第65号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第66号 上天草市男女共同参画社会推進条例の制定について
- 日程第 7 議案第67号 上天草市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第68号 上天草市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第69号 上天草市上水道事業及び湯島簡易水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第70号 平成20年度上天草市一般会計補正予算(第4号)
- 日程第11 議案第71号 平成20年度上天草市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第72号 平成20年度上天草市老人保健医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第73号 平成20年度上天草市診療所特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第74号 平成20年度上天草市国民健康保険特別会計(直営診療施設勘定)補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第75号 平成20年度上天草市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第76号 平成20年度上天草市斎場特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第77号 平成20年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第78号 平成20年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第19 議案第79号 平成20年度上天草市物揚場造成事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第20 議案第80号 平成20年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第21 議案第81号 平成20年度上天草市水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第22 議案第82号 平成20年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算(第1号)

日程第 2 3 認定第 1 号 平成 1 9 年度上天草市歳入歳出決算の認定について

日程第 2 4 認定第 2 号 平成 1 9 年度上天草市水道事業会計決算の認定について

日程第 2 5 認定第 3 号 平成 1 9 年度上天草市立上天草総合病院事業会計決算の認定
について

日程第 2 6 報告第 2 号 平成 1 9 年度決算に伴う財政の健全化法における健全化判断
比率及び資金不足比率の報告について

議長（渡辺 稔夫君） 日程第 4、承認第 8 号から日程第 2 6、報告第 2 号までの以上 2 3 件を一括議題といたします。

承認第 8 号から順次提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（川端 祐樹君） 平成 2 0 年度第 3 回上天草市議会定例会に提案いたします議案につきまして、その概要を御説明いたします。

今定例会には、平成 2 0 年度上天草市一般会計補正予算第 3 号の専決処分の承認を求める議案 1 件、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてなど条例議案 5 件、平成 2 0 年度上天草市一般会計補正予算第 4 号など補正予算議案 1 3 件、平成 1 9 年度上天草市歳入歳出決算の認定についてなど認定議案 3 件、平成 1 9 年度決算に伴う財政の健全化法における健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての報告議案の 1 件の計 2 3 議案を提出いたします。

各議案の内容につきましては、所管部長より御説明いたしますのでよろしく御審議をお願い申し上げます。

議長（渡辺 稔夫君） 説明が終わりました。

まず、承認第 8 号から議案第 6 5 号までを、総務部長。

総務部長（川本 一夫君） それでは議案の 1 ページをお願いいたします。

承認第 8 号、専決処分の報告並びにその承認を求めることにつきましては、専決分を別紙説明資料として配付してありますので、これを読み上げて説明にかえさせていただきます。それでは提案理由の説明資料をごらんください。

専決第 8 号、平成 2 0 年度上天草市一般会計補正予算第 3 号について説明いたします。歳入歳出それぞれ 2,500 万円を追加し、予算総額を 147 億 4,193 万 2,000 円とするものでございます。今回の補正は、6 月 1 1 日の集中豪雨によりまして松島町知十港護岸が崩落し、早急に復旧工事を行う必要があるため補正予算を計上いたしました。

第 2 表、地方債の補正につきましては、災害復旧事業債の追加に伴う起債の補正でございます。歳入予算の主なものといたしまして、6 5 款国庫支出金は 1,660 万円。

9 9 款市債は 840 万円それぞれ増額となっております。

次に、歳出について説明いたします。6 0 款災害復旧費は 2,500 万円の増額を計上し、主な内訳は設計委託料 50 万円、工事請負費 2,350 万円を計上しております。

提案の理由は、港湾施設の災害発生に伴い予算を補正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法の規定によりまして議会に報告し、承認を求めるものでございます。これがこの議案を提出する理由でございます。

次に、議案の2ページをお願いいたします。議案第65号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について説明いたします。説明資料の1ページをお願いいたします。

上天草市特別職報酬等審議会条例の第2条中、議員の報酬を議員の議員報酬に、また給料の額の次に以下報酬等の額というを加えます。

次に、説明資料の2ページをお願いいたします。上天草市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の見出しを議会議員の議員報酬に、第1条中第203条を203条3項及び4項に、報酬を議員報酬に、また、費用弁償の次に、の支給を加えます。第2条以下、説明資料の3ページまで、報酬を議員報酬への改めでございます。

次に説明資料の4ページをお願いいたします。上天草市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の第1条中、第203条第5項を第203条の2第4項に改めます。

次に説明資料の5ページをお願いいたします。上天草市議会議員等の期末手当の特例に関する条例の、上天草市議会議員の報酬を、議会議員の議員報酬に改めます。

提案の理由は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い関係規定を整理する必要がございます。これがこの議案を提出する理由でございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

議長（渡辺 稔夫君） 次に、議案第66号を市民生活部長。

市民生活部長（田中 義人君） おはようございます。議案書の4ページをお願いいたします。

議案第66号について御説明いたします。議案第66号、上天草市男女共同参画社会推進条例の制定について。上天草市男女共同参画社会推進条例を次のように制定することとする。平成20年9月1日提出、市長名でございます。

この条例は、前文に始まりまして第1章から第4章までの4章、29条で構成されております。まず、前文の下から4行目より朗読をさせていただきます。

上天草市において男女が対等なパートナーとして、あらゆる分野に参画できるまちの実現に向けて、市民、事業者及び行政が連携協力しながら男女共同参画社会の形成に向けた取り組みを総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定するものでございます。

次の5ページをお願いします。

第1条は目的でございます。市の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に実施することにより、男女共同参画社会を実現することを目的とするものでございます。

第2条につきましては、第1号の男女共同参画社会の形成から第6号のドメスティック・バイオレンスまで、それぞれ用語の定義をしております。

次のページをお願いします。第3条は、第1号から第6号まで基本理念についての内容となっております。また、第4条につきましては、第1号から第4号まで、それぞれ家庭、職場、学校、地域社会における実現すべき姿について記載をしております。

8ページをお願いします。1枚飛びまして8ページをお願いしたいと思います。第5条につきましては、市は基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的に策定し、計画的にこれを実現しなければならないという市の責務を記載しております。

第6条は市民の責務、それから第7条は事業者の責務、8条には、それぞれの協働について記載をしております。また9条につきましては、性差別、セクシュアルハラスメント等、権利侵害の禁止について記載をいたしております。第10条につきましては、表現への配慮について記載をしております。

次のページをお願いします。第11条には、市は推進計画を定め、公表する旨の内容となっております。さらに第12条につきましては、市民及び事業者の理解を深めるための措置について。第13条には、市民及び事業者の活動に対する支援と推奨について。それから14条につきましては、家庭生活と職業生活等との両立の促進についての内容となっております。

次のページをお願いいたします。第15条につきましては、農林水産業における共同参画社会形成の市としての促進について規定をいたしております。以下、16条から18条まで、それぞれ積極的改善措置、調査研究推進体制の整備について記載をしています。19条につきましては、第2項に男女共同参画週間を1月24日を含む1週間とすると規定をしております。これは来年の1月24日に男女共同参画都市の宣言を計画していることに伴うものでございます。

次のページをお願いいたします。第20条につきましては苦情等の処理、21条は年次報告について記載をしております。

また、第22条からは、第3章として審議会についての条項でございます。

次のページをお願いいたします。24条は組織についての規定ですが、委員は10人以内で組織をし、いずれか一方の委員数が40%未満であってはならないという内容となっております。また、25条につきましては、委員の任期についての規定でございます。

次のページをお願いいたします。附則といたしまして、第1項、この条例は平成20年10月1日から施行する。第2項といたしまして、上天草市男女共同参画社会推進審議会設置条例は廃止いたします。第3項につきましては、前項の条例廃止に伴う経過措置でございます。現在の委員さんには引き続きお願いいたしますという内容のものでございます。

提案の理由といたしましては、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念並びに市、市民及びに事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進するため、上天草市男女共同参画社会推進条例を制定する必要があります。これがこの議案を提出する理由でございますので、どうぞよろしく御審議の上、御議決をくださいますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長（渡辺 稔夫君） 次に、議案第67号を建設部長。

建設部長（永森 文彦君） 14ページをお願いします。議案第67号、上天草市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。上天草市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。条例の改正につきましては、説明資料の7ページをお願いいたします。

7ページの新旧がありますが、新のほうを読み上げますと、7ページの下ほどに入居者の資格ということが書いてあります。1枚めくっていただきまして8ページの左側のほうですが、
（4）その者及び現に同居し、または同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員でないこと、また入居者資格の特例がありますけれども、入居者資格の特例の中で、その者が暴力団員でないこと、また9ページで同居の承認ということが下のほうに書いてございますが、市長は前項の同居させようとする入居の際に、同居する親族以外の者が暴力団員であるときは承認はしてはならないということが書いてあります。また入居の継承については、入居を継承してはならないとあります。

そして10ページをお願いいたします。10ページの住宅の明け渡し請求ですけれども、暴力団員ということが住宅の入居者に判明したときには明け渡しの請求ができるということ、今回の条例の制定の目的でございます。このことにつきましては、東京都におきまして暴力団員が公営住宅に立てこもり、大きな問題を起こしたわけでございます。警察庁と国土交通省の協議により、全国の自治体につきまして公営住宅の条例を改正していただきたいという協議がなされておりますので、本市においてこのような改正をお願いするわけでございます。

提案理由としましては、公営住宅から暴力団員を排除し、市営住宅の入居者及び周辺住民の生活の安定確保を図るため、関係規定を整備する必要があります。これがこの条例を提案する理由でございます。よろしくをお願いいたします。

以上です。

議長（渡辺 稔夫君） 次に、議案第68号を経済振興部長。

経済振興部長（山下 幸盛君） 16ページをお願いいたします。議案第68号、上天草市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について。上天草市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を、次のように改正するものでございます。

内容につきましては、別冊の議案説明資料に新旧対照表をつけておりますので、14ページをお願いいたします。

第3条の表、甲種区域の項区域の範囲を一部改正するものでございます。新旧対照表の新しい欄で、黒く網がけしてあります大矢野町中5374-5、5382-1、5382-2を加え、旧の欄の松島町合津6215-16から15ページまでの7509-2までの32筆を削るものでございます。加える3筆につきましては、大矢野町中池の迫の株式会社マルチコンポジットの隣接地3筆でございまして、同社の出資企業である株式会社エムテックが増設を目的に同地を取得

したため、重点促進区域の追加申請をし、国の同意を得たためでございます。また削る32筆については、環境省より当該地区が国立公園法の保護計画区域内のため、重点促進区域から除外するように求められたことにより削るものでございます。

提案理由といたしまして、産業集積の形成、また産業集積の活性化に関する基本的な計画の変更に伴い、区域を変更する必要がございます。これがこの議案を提出する理由でございます。よろしく願いいたします。

議長（渡辺 稔夫君） 次に、議案第69号を水道局長。

水道局長（鎌田 成朗君） 議案書の17ページをお願いいたします。議案第69号、上天草市上水道事業及び湯島簡易水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。上天草市上水道事業及び湯島簡易水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

上天草市上水道事業及び湯島簡易水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例。変更の内容につきましては、別冊の議案説明資料の新旧対照表で説明いたしたいと思っております。資料の16ページをお願いいたします。

今回の改正の内容につきましては、第3条関係でございますけれども、湯島簡易水道の補助工事に伴う変更認可申請によりまして、3項の網かけ部分の給水人口につきまして3万2,291人から3万2,741人に変更するものであります。従来の人口につきましては、上水道事業だけで湯島簡易水道事業の人口が加算されておりました。今回、事業別内訳といたしまして、3項（1）上水道事業3万2,291人に（2）湯島簡易水道事業450人を追加するものです。また、4項の1日最大給水量につきましても、（1）上水道事業で1万1,929立方メートルから1万2,157立方メートルに変更するものであります。3項と同様に、事業別内訳といたしまして、（1）上水道事業1万1,929立方メートル、（2）湯島簡易水道事業228立方メートルを追加するものであります。

議案書に返っていただきまして、附則でございますが、この条例は公布の日から施行するいたします。

提案の理由といたしましては、上天草市湯島簡易水道事業の適正な施設整備を行うため、関係規定を整備する必要がある。これが議案を提出する理由でございますので、よろしく願いいたします。

議長（渡辺 稔夫君） 次に、議案第70号を総務部長。

総務部長（川本 一夫君） 議案の18ページをお願いいたします。

議案第70号、平成20年度上天草市一般会計補正予算につきましても、別紙によりまして説明資料を配付しておりますので、これを読み上げまして説明にかえさせていただきます。

提案理由の説明資料、議案第70号、平成20年度一般会計補正予算でございます。歳入歳出それぞれ5億4,449万6,000円を追加し、予算総額を152億8,642万8,000円とするものです。第2表地方債の補正につきましては、災害復旧事業債、過疎対策事業債等の事業費の変更に伴う

ものでございます。

次に、歳入予算の主なものといたしまして、41款地方特例交付金314万8,000円の増額は交付金の決定によるものです。

65款国庫支出金10項国庫負担金1,817万4,000円の増額は、農林水産施設、公共土木施設、文教施設災害復旧費を、15項国庫補助金1,645万4,000円の増額は、土木費の道路改良と、学校耐震化、学校耐震診断による補助金を計上しております。

70款県支出金1,521万5,000円の増額は、農林水産施設災害復旧費負担金と市県民税の徴税費委託金ほかの計上でございます。

85款繰入金6,891万3,000円の増額は、特別会計の増額と基金の減額を計上しております。

90款繰越金は、前年度からの繰越金4億217万円を計上しております。

99款市債1,810万円の増額は、災害復旧事業債と過疎対策事業債のほかでございます。

次に歳出の主なものについて説明いたします。

15款総務費10項総務管理費175万6,000円の増額は、派遣職員の時間外勤務手当を計上しております。

45目企画費の1,254万5,000円の増額は、バス乗り場整備事業負担金ほかです。

15項徴税费15目の課税费2,656万円の増額は、エルタックス導入に伴う経費と税源移譲に係る減額措置による還付金を、20目の徴收费は法人税等の還付による税収入還付金300万円でございます。

次に20款民生費10項社会福祉費10目社会福祉総務費は、特別会計繰出金8,675万3,000円を計上しております。

40目後期高齢者医療費3,639万4,000円の増額は、広域連合への負担金ほかでございます。

次に25款衛生費10項保健衛生費10目保健衛生総務費は、診療所特別会計繰出金122万4,000円を減額しております。

30目環境衛生費443万9,000円の増額は、コミュニティプラント施設の修理費ほかを計上しております。

15項清掃費10目清掃総務費43万9,000円の増額は、大雨による漏水のための湯島地区し尿処理委託料ほかを計上しております。

35款農林水産費の10項農業費、15項林業費、20項水産業費は、すべて予算の組み替えでございます。

40款商工費20目観光費の104万円の増額は、あまくさ四郎観光物産協会負担金でございます。

45款土木費10項土木管理費10目土木総務費1億458万6,000円の増額は、政府資金繰上償還に伴う下水道事業繰出金ほかでございます。

25目道路舗装費119万8,000円の増額は、直営舗装事業の材料代ほかの経費の予算組み替えでございます。

5 0 款消防費 1 0 項消防費 1 0 目常備消防費394万円の増額は、高規格救急自動車購入のための天草広域連合への負担金です。

1 5 目非常備消防費590万円の増額は、消防団退団者功労金を計上しております。

5 5 款教育費 1 5 項小学校費 1 0 目学校管理費2,346万8,000円の増額は、小学校耐震二次診断委託料を計上しております。

また、2 0 項中学校費 1 0 目学校管理費1,994万2,000円の増額も、中学校施設耐震維持診断委託料を計上しております。

2 0 目図書館費83万3,000円の増額は、臨時職員に係る経費を計上しております。

6 0 款災害復旧費 1 0 項農林水産施設 1 0 目単独災害復旧費488万円の増額は、復旧工事に係る予算でございます。

1 5 目農業用施設災害復旧費899万2,000円の増額は、補助事業に係る経費を計上しております。

2 0 目林業施設災害復旧費は、林道平山線の災害復旧事業ほか補助事業に係る経費1,131万6,000円を計上しております。

1 5 項公共土木施設災害復旧費 1 0 目道路災害復旧費1,990万4,000円の増額は、補助と単独分を計上しております。

2 5 項文教施設災害復旧費 1 0 目公立学校施設は、大矢野中学校の施設災害復旧として171万6,000円を計上しております。

2 0 目社会体育施設災害復旧費は、龍ヶ岳体育館屋根の修繕費246万円を計上しています。

3 0 目その他公共施設等災害復旧費104万9,000円は、大雨による市有地等の土砂崩れの災害復旧費を計上しております。

6 5 款公債費 1 0 項公債費 1 0 目元金1億5,999万6,000円の増額は、政府資金繰上償還金を計上しております。

7 5 款予備費 1 0 項予備費433万7,000円の増額は、予算調整によるものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。よろしくお願いいたします。

提案の理由は、予算を定めるには地方自治法の規定によりまして議会の議決を経る必要がございます。これがこの議案を提出する理由でございます。以上よろしくお願いいたします。

議長（渡辺 稔夫君） 次に、議案第7 1号から議案第7 5号まで、健康福祉部長。

健康福祉部長（松浦 省一君） 議案書の1 9ページをお願いいたします。

議案第7 1号、平成2 0年度上天草市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算第2号です。平成2 0年度上天草市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算第2号は別冊のとおり定めるものでございます。

提案理由といたしまして、予算を定めるには地方自治法の規定により議会の議決を経る必要がございます。これが議案を提出する理由でございます。別冊予算書の国保3 4ページをお願いいたします。

議案第71号、平成20年度上天草市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算第2号は、第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億3,171万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額それぞれ49億7,955万7,000円とするものでございます。内容につきましては、事項別明細書により御説明いたします。国保41ページをお開き願います。

まず歳入から御説明します。10款の国民健康保険税9,078万4,000円の減額につきましては、一般被保険者の国民健康保険税で9,257万4,000円の減額となりました。内訳としまして、医療給付費分現年課税分が、後期高齢者支援金分の創設に伴う税率の変更等によって2億3,694万4,000円の減額。新設された後期高齢者支援金分現年課税分の1億4,579万7,000円の増額が主なものでございます。

25款の国庫支出金24万4,000円の減額につきましては、老人保健医療費拠出金、介護給付金、後期高齢者支援金及び病床転換支援金等の決定により、国庫負担金及び国庫補助金を調整いたしております。

42ページをお願いします。30款の県支出金150万1,000円の減額も同様の理由でございます。

35款の療養給付費交付金1億2,246万7,000円の増額につきましては、退職者等被保険者の四半期ごとの給付見込みにより金額が大きく変動しますので、現時点での収入見込み額を計上しております。

37款の前期高齢者交付金2億5,658万円の減額につきましては、一般療養給付費交付金が8億2,324万1,000円の増額、前期高齢者納付金に対する交付金が10億8,803万6,000円の減額によるものでございます。

43ページをお願いします。55款の繰入金8,641万6,000円の増額につきましては、財政安定支援繰入金8,700万円を増額し、直営診療施設勘定繰入金を58万4,000円の減額を行うものでございます。

60款の繰越金839万円は前年度繰越金でございます。

65款の諸収入12万5,000円の増額につきましては、療養費国庫負担分の見込み額を計上しております。

次に歳出について御説明いたします。44ページをお願いします。

15款の保険給付費の中で、10項の療養諸費11億6,240万円の増額及び15項の高額療養諸費3,737万5,000円の増額につきましては、保険給付費ごとに後期高齢者医療制度移行後の保険給付費の平均額から1年間の給付見込み額を算出し、補正予算額を計上いたしております。また、18款の前期高齢者納付金等に暫定的に計上しておりましたが、保険給付費に組み替えをお願いするものでございます。

17款の後期高齢者支援金1,785万円の増額につきましては、社会保険診療報酬支払基金からの通知額を計上いたしました。

18款の前期高齢者納付金等12億5,569万6,000円の減額につきましては、社会保険診療報酬支払基金からの通知額を調整し、15款の保険給付費へ組み替えを行っております。

20 款の老人保健拠出金2,191万7,000円の減額は、社会保険診療報酬支払基金からの通知により、平成20年度の老人保健拠出金の確定額に調整を行いました。

25 款の介護給付金5,352万円の減額も同様の理由でございます。

35 款の保健事業費248万円の増額につきましては、特定健診、保健指導に必要な人件費等をお願いするものでございます。

50 款の諸支出金58万4,000円の減額は、直営診療施設会計の繰越金計上に伴う歳入調整を行っております。

55 款の予備費2,009万4,000円の減額は、歳入歳出の調整額でございます。

以上、議案第71号の説明を終わります。

次に、議案書の20ページをお願いします。議案第72号、平成20年度上天草市老人保健医療特別会計補正予算第2号です。

平成20年度上天草市老人保健医療特別会計補正予算第2号は、別冊のとおり定めるものでございます。提案理由といたしまして、予算を定めるには地方自治法の規定により議会の議決を経る必要がございます。これが議案を提出する理由でございます。

別冊予算書の老人48ページをお願いいたします。議案第72号、平成20年度上天草市老人保健医療特別会計補正予算第2号は、第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,928万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億4,495万4,000円とするものでございます。内容につきましては事項別明細により説明いたします。

51ページをお願いいたします。歳入から説明します。35 款の諸収入3,928万3,000円の増額につきましては、平成19年度医療費に対する国庫負担金過年度精算金3,428万2,000円の増額、県費負担金過年度精算金497万8,000円の増額、支払基金交付金過年度精算金2万3,000円の増額によるものでございます。

次に歳出について説明します。15 項の諸支出金3,928万2,000円の増額につきましては、平成19年度の国庫負担金、県費負担金、支払基金交付金が確定したことによる一般会計への返還額を計上させていただきました。

以上、72号の説明を終わります。

次に議案書21ページをお願いします。議案第73号、平成20年度上天草市診療所特別会計補正予算第2号です。平成20年度上天草市診療所特別会計補正予算第2号は別冊のとおり定めるものでございます。提案理由といたしましては、予算を定めるには地方自治法の規定により議会の議決を経る必要がございます。これが議案を提出する理由です。

別冊予算書の52ページをお願いします。議案第73号、平成20年度上天草市診療所特別会計補正予算第2号は、第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ58万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,880万4,000円とするものでございます。

歳入から説明します。55ページをお願いします。

25 款の繰入金127万4,000円の減額につきましては、前年度繰越金の計上に伴い、一般会計

繰入金の減額を行った歳入調整でございます。

30款の繰越金186万2,000円の増額につきましては、前年度繰越金でございます。

次に歳出について説明します。10款の総務費58万8,000円の増額につきましては、湯島診療所の胃カメラのレンズ部分が故障いたしましたので修繕費をお願いするものでございます。

以上、議案第73号の説明を終わります。

次に、議案書22ページをお願いします。議案第74号、平成20年度上天草市国民健康保険特別会計直営診療施設勘定補正予算第1号です。平成20年度上天草市国民健康保険特別会計直営診療施設勘定補正予算第1号は、別冊のとおり定めるものでございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには地方自治法の規定により議会の議決を経る必要がございます。これが議案を提出する理由でございます。

別冊予算書の56ページをお願いします。議案第74号、平成20年度上天草市国民健康保険特別会計直営診療施設勘定補正予算第1号は、第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ72万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,716万8,000円とするものでございます。

歳入から説明します。59ページをお願いします。15款の繰入金58万4,000円の減額につきましては、前年度繰越金の計上に伴い、国民健康保険特別会計繰入金の減額を行った歳入調整でございます。

25款の繰越金130万4,000円の増額につきましては、前年度繰越金でございます。

次に歳出について説明します。15款の医業費72万円の増額につきましては、教良木診療所で行う血液検査を上天草総合病院に委託するための経費をお願いするものでございます。

以上で議案第74号の説明を終わります。

議案書の23ページをお願いします。議案第75号、平成20年度上天草市介護保険特別会計補正予算第1号です。平成20年度上天草市介護保険特別会計補正予算第1号は、別冊のとおり定めるものでございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには地方自治法の規定により議会の議決を経る必要がございます。これが議案を提出する理由でございます。

別冊予算書の介護60ページをお願いします。議案第75号、平成20年度上天草市介護保険特別会計補正予算第1号は、第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億9,180万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額それぞれ29億7,200万7,000円とするものでございます。今回補正をお願いしておりますのは、19年度決算による繰越金の計上と、社会保険診療報酬支払基金交付金及び一般会計繰出金の過年度分精算に伴う補正が主なものでございます。内容につきましては事項別明細により説明します。64ページをお願いいたします。

歳入から御説明します。25款の支払基金交付金785万4,000円の増額につきましては、社会保険診療報酬支払基金から交付される介護給付費の過年度分の精算によるものでございます。

45款の繰入金33万7,000円の増額につきましては、一般会計から繰り入れる事務費の過年度

分精算によるものでございます。

50 款の繰越金1億8,361万1,000円の増額につきましては、平成19年度決算に伴う実質収支額を計上いたしております。

次に歳出について御説明します。15 款の保険給付費につきましては、要支援者が利用するショートステイ等のサービス費が当初の見込み額より増加しており不足が見込まれるため、要介護者分から21万6,000円の組み替えをお願いするものでございます。

65 ページをお願いします。35 款の諸支出金3,772万5,000円の増額につきましては、19年度の地域支援事業費の精算に伴い、社会保険診療報酬支払基金へ返還するための償還金568万4,000円及び19年度介護給付費の精算に伴い、市の一般会計へ返還するための繰出金3,204万1,000円でございます。

40 款の予備費1億5,407万7,000円の増額につきましては、繰越金から19年度決算に伴う返還金等を差し引いた額を計上しております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長（渡辺 稔夫君） 次に、議案第76号を市民生活部長。

市民生活部長（田中 義人君） 議案書の24ページをお願いします。

議案第76号、平成20年度上天草市斎場特別会計補正予算第1号。平成20年度上天草市斎場特別会計補正予算第1号を別冊のとおり定めるものでございます。平成20年9月1日提出、市長名。

予算書の66ページをお願いします。平成20年度上天草市斎場特別会計補正予算第1号。平成20年度上天草市斎場特別会計補正予算第1号は次に定めるところによる。第1条、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,183万3,000円とするものでございます。

69ページをお願いします。今回の補正は、前年度繰越金の額の確定によるものでございまして、歳入は25 款10 項10 目の10 節の前年度繰越金で32万6,000円を計上し、250万9,000円とするものでございます。

歳出につきましては、同額を予備費で調整するという内容でございます。予備費の額は補正後は82万6,000円となります。

提案の理由といたしましては、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を経る必要があります。これがこの議案を提出する理由でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（渡辺 稔夫君） 次に、議案第77号を企画観光部長。

企画観光部長（村田 一安君） 議案第77号について御説明いたします。議案書の25ページをごらんください。

平成20年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計補正予算第1号を別冊のとおり定め

るものでございます。提案理由といたしまして、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を経る必要がございます。これがこの議案を提出する理由でございます。内容につきましては補正予算書の70ページをお開きください。

平成20年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計補正予算第1号は、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ403万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,929万4,000円とするものでございます。内容につきましては事項別明細書で説明いたします。72ページをごらんください。

まず歳入でございますが、20款繰越金399万2,000円の増額補正ですが、前年度繰越金の確定によるものでございます。

25款財産収入の4万円ですが、物品の売り払い収入でございます。

次に歳出の20款諸支出金の400万円ですが、天草四郎メモリアルホールの基金積立金にしております。

また50款予備費3万2,000円を計上しております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（渡辺 稔夫君） ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時11分

議長（渡辺 稔夫君） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、議案第78号から議案第79号まで、建設部長。

建設部長（永森 文彦君） 議案書の26ページをお願いいたします。

議案第78号、平成20年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算第2号。平成20年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算第2号を別冊のとおり定める。

提案理由。予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を経る必要がございますので提案をいたすところでございます。

予算書の74ページをお願いします。平成20年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算第2号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,382万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億946万3,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分ごとに当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正によるということでございます。

75ページで説明します。歳入。繰入金、一般会計から繰入金1億491万6,000円。繰越金891万円。合計の今回補正が1億1,382万6,000円でございます。

歳出につきましては、公債費1億1,382万6,000円でございます。

78ページをお願いいたします。歳出の主なものの説明をいたします。15、工事請負費、予

算では6万1,000円の減額でございますけれども、阿村枝線管渠築造工事1,350万円を合津地区枝線のマリンの横の枝線に整備の計画を変更するものでございます。

公債費、金額としまして先ほど説明いたしました1億1,382万6,000円。これは政府資金の償還分を繰り上げ償還するものでございます。

以上でございます。

同じく続きまして議案第79号、平成20年度上天草市物揚場造成事業特別会計補正予算第1号。平成20年度上天草市物揚場造成事業特別会計補正予算第1号を別冊のとおり定める。

提案理由。予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を経る必要がございますので今回の提案をいたします。

79ページをお願いします。平成20年度上天草市物揚場造成事業特別会計補正予算第1号。平成20年度上天草市物揚場造成事業特別会計補正予算第1号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正によるということでございます。

80ページをお願いいたします。歳入につきましては、繰越金23万円を一般会計から減額いたしまして繰越金が発生しました23万円を充当するわけでございます。

以上でございます。

議長（渡辺 稔夫君） 次に、議案第80号を健康福祉部長。

健康福祉部長（松浦 省一君） 議案書の28ページをお願いいたします。

議案第80号、平成20年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号を別冊のとおり定めるものでございます。提案理由といたしましては、予算を定めるには地方自治法の規定により議会の議決を経る必要がございます。これがこの議案を提出する理由でございます。

別冊予算書の83ページをお願いします。議案第80号、平成20年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号は、第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ9万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額それぞれ3億8,319万2,000円とするものでございます。

86ページをお願いします。歳入25款の繰入金9万7,000円の増額につきましては、法改正等の事務の増加に伴う事務費の増加をお願いするもので、一般会計からの繰り入れをお願いするものでございます。

次に歳出10款の総務費9万7,000円の増額につきましては、保険料納付制度の改正に伴う納付書印刷費をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いします。

議長（渡辺 稔夫君） 次に、議案第81号を水道局長。

水道局長（畷田 成朗君） 議案集の29ページをお願いいたします。

議案第81号、平成20年度上天草市水道事業会計補正予算第1号について御説明いたします。平成20年度上天草市水道事業会計補正予算第1号を別冊のとおり定めるものであります。

提案理由といたしましては、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定によ

り議会の議決を経る必要がありますので、この議案を提出する理由であります。

別冊のほうをお願いします。別冊の平成20年度上天草市水道事業会計補正予算のほうで説明いたします。2ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の補正です。最初に第1款、資本的収入について説明いたします。資本的収入で4,910万円の増額であります。内訳といたしまして、第1項企業債で4,160万円の増額であります。これは湯島簡易水道事業の事業費確定による建設企業債530万円と政府資金の借換債の3,630万円の増額であります。

次に第2項過疎債です。650万円の増額です。これも湯島簡易水道事業の事業費確定による増額であります。

次に第3目国庫補助金です。これにつきましては湯島簡易水道事業の事業費確定により補助金の内示額増による100万円の増額であります。以上が歳入です。

次に支出について説明いたします。第1款資本的支出第2項企業債償還金です。平成19年度企業債借り入れの利率確定により当初予算よりマイナス134万4,000円と、あわせて政府資金の借換債のプラス3,635万2,000円です。あわせて合計の3,500万8,000円の増額であります。

以上が補正予算の概要ですので、よろしくをお願いいたします。

議長（渡辺 稔夫君） 次に、議案第82号を病院事務長。

上天草総合病院事務長（松本 精史君） 議案書の30ページをお願いいたします。議案第82号について御説明いたします。

議案第82号、平成20年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算第1号でございます。平成20年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算第1号を別冊のとおり定めるものでございます。提案理由といたしまして、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由でございます。

別冊予算書8ページの予算説明書で御説明いたします。収益収支の第1款でございます。病院事業収益、第2項医業外収益第2目補助金第1節病院群輪番制病院運営事業補助金が内定いたしましたので1万7,000円を増額いたしまして、病院事業収益合計が33億7,116万9,000円です。それに対しまして予備費を1万7,000円増額いたしまして、費用合計33億7,116万9,000円と補正するものでございます。

次に9ページをお願いいたします。下段の資本的支出の器械及び備品購入費を故障による買いかえに伴いまして590万円増額いたしまして、資本的支出合計17億6,346万6,000円。それに対しまして資金といたしまして、企業債590万円を増額いたしまして、資本的収入合計額を16億6,448万8,000円と補正予算をお願いするものでございます。

よろしく御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長（渡辺 稔夫君） 次に、認定第1号を総務部長。

総務部長（川本 一夫君） 議案の31ページをお願いいたします。認定第1号、平成19年度上天草市歳入歳出決算の認定につきましても、別紙によりまして会計別決算収支明細書を配付

してございますので、これを読み上げて説明にかえさせていただきます。

一般会計から順に説明いたしますが、表中の歳入決算額のA欄から実質収支のE欄までのみを説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

まず一般会計でございます。161億756万2,284円。156億6,529万1,322円。4億4,227万962円。4,010万円。4億217万962円となっております。

次に特別会計でございます。まず国民健康保険の事業勘定は52億2,983万1,763円。52億2,044万1,596円。差し引き及び収支は939万167円で繰り越しはございません。

次に老人保健医療は、歳入歳出とも56億831万2,003円となっております。

次に診療所です。6,606万2,317円。6,419万9,890円。差し引き及び収支は186万2,427円で繰り越しはゼロです。

次に国民健康保険の直営診療施設勘定は7,105万352円、6,974万5,654円。差し引き及び繰り越しは130万4,698円。繰り越しはございません。

次に介護保険は29億9,243万5,479円、28億882万4,397円。差し引き及び収支は1億8,361万1,082円で繰り越しはゼロです。

次に斎場でございます。1,319万5,028円、1,068万5,618円。差し引き収支は250万9,410円で繰り越しはゼロです。

次に天草四郎メモリアルホールは4,709万3,959円、4,310万1,766円。差し引き及び収支は399万2,193円で繰り越しはゼロでございます。

次に公共下水道事業です。5億9,318万3,411円、5億8,397万3,812円。差し引き及び収支は920万9,599円で繰り越しはゼロです。

次に物揚場造成事業は、1,693万8,230円、1,670万7,484円。差し引き及び収支は23万746円で繰り越しはゼロです。

次に地域開発事業は、歳入歳出とも1,089万5,493円となっており、差し引き繰り越し収支はそれぞれゼロとなっております。

地方自治法第233条第3項の既定によりまして別紙のとおり認定を求めるものであります。以上、よろしくお願いいたします。

議長（渡辺 稔夫君） 次に、認定第2号を水道局長。

水道局長（鎌田 成朗君） 認定第2号、平成19年度上天草市水道事業会計決算の認定について。平成19年度上天草市水道事業会計決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により監査委員の意見を付して認定をお願いするものであります。

平成19年度上天草市水道事業会計決算書のほうで説明いたしたいと思います。1ページをお願いいたします。

第1款水道事業収益は予算額9億5,501万1,000円に対しまして、決算額9億5,688万5,561円となっております。内訳といたしまして、第1項営業収益決算額8億244万5,394円となっております。内容といたしましては、ほとんど水道の使用料金でございます。

第2項営業外収益は、決算額1億5,443万6,063円となっております。内容につきましては一般会計補助金及び宇土市への浄水譲渡金及び預金利息でございます。

第3項特別利益は、決算額4,104円となっております。これは過年度損益修正分でございます。次に支出について説明いたします。2ページをお願いいたします。

第1款水道事業費用で、支出は予算額9億5,501万1,000円に対しまして決算額9億3,065万7,181円となっております。内訳といたしましては、これはほとんど原水浄水費並びに企業債利息の償還がほとんどであります。

第1項で営業費用、決算額7億8,430万6,335円です。第2項営業外費用、決算額1億4,028万3,645円となっております。第3項特別損失、決算額606万7,201円です。第4項予備費、決算額ゼロ円です。

3ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の、収入について説明いたします。第1款資本的収入は予算額1億8,350万円に対しまして、決算額1億4,801万1,900円となっております。

第1項企業債、決算額1億4,500万円です。第2項補助金、決算額ゼロ円です。第3項工事負担金、決算額301万1,900円です。第4項出資金、決算額ゼロ円です。

4ページをお願いいたします。支出について説明いたします。

第1款資本的支出は、予算額6億8,168万5,000円に対しまして、決算額6億1,533万9,905円となっております。内容といたしましては、第1項建設改良費、決算額2億399万4,497円です。

第2項企業債償還金、決算額4億1,134万5,408円となっております。

また、資本的収入が資本的支出額に不足する額4億6,732万8,005円は、引き継ぎ現金等561万8,852円、減債積立金2,210万円、過年度分損益勘定留保資金4億3,108万5,056円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額852万4,097円で補てんいたしました。

5ページをお願いいたします。上天草市水道事業損益計算書です。営業収益は給水収益その他営業収益、簡易水道収益あわせて7億6,423万4,455円となっております。営業費用は原水及び浄水費及び配水及び給水費、総係費、簡易水道費、減価償却費、資産減耗費あわせて7億6,690万5,945円となっております。営業損失として267万1,490円となりました。

営業外収益は受け取り利息及び配当金その他の会計補助金、加入金、雑収益を合わせて1億5,256万9,085円となりました。

営業外費用といたしましては、支払利息及び企業債取扱諸費、雑支出あわせて1億2,631万6,439円となり、営業外費用としてプラス2,625万2,646円。経常利益として2,358万1,156円となりました。特別利益は過年度損益修正益3,909円となりました。特別損失は過年度損益修正損592万2,326円です。当年度純利益といたしまして1,766万2,739円、前年度繰越利益剰余金3,728万9,638円。当年度未処分利益剰余金といたしまして5,495万2,377円です。

7ページをお願いいたします。平成19年度上天草市水道事業剰余金計算書です。利益剰余金の部、減債積立金はゼロ円です。当年度未処分利益剰余金5,495万2,377円。資本剰余金の部、工事負担金2,795万4,290円。国庫補助金2,814万5,382円で、翌年度繰越資本剰余金5,609万

9,672円です。

9ページをお願いいたします。平成19年度上天草市水道事業剰余金処分計算書案は、1、未処分利益剰余金5,495万2,377円を（1）減債積立金3,495万2,377円と建設改良積立金2,000万円で処分いたします。翌年度繰越利益剰余金はゼロ円でございます。

10ページをお願いいたします。貸借対照表で資産合計といたしまして76億2,540万2,736円です。固定資産の合計は69億1,897万4,923円です。それと流動資産といたしまして7億642万7,813円です。

11ページをお願いいたします。負債の部です。負債の資本合計で76億2,540万2,736円となっております。

それと12ページ以降は明細書及び報告書等になっておりますので、後でござらんいただければと思います。

以上です。よろしくをお願いいたします。

議長（渡辺 稔夫君） 次に、認定第3号を病院事務長。

上天草総合病院事務長（松本 精史君） 認定第3号について御説明いたします。議案書33ページをお願いいたします。

認定第3号、平成19年度上天草市立上天草総合病院事業会計決算の認定について。平成19年度上天草市立上天草総合病院事業会計決算の認定について、地方公営企業法第30条第4項の規定により監査委員の意見書を付して認定をお願いするものでございます。

別冊の病院事業決算書1ページをお願いいたします。

最初に収入でございます。第1款病院事業収益、予算額合計33億3,466万7,000円に対しまして、決算額31億1,382万6,295円でございます。予算に比べ決算の増減額はマイナス2億2,084万705円となっております。納付予定消費税額が749万7,100円となっております。収益の内訳は各項ごとに掲載しておりますので、後でござらんいただきたいと思っております。

次に2ページでございます。第1款病院事業費用、予算額合計33億6,178万8,000円に対しまして、決算額30億3,940万7,780円でございます。不用額は3億2,238万220円でございます。内訳のほうは、また各項ごとに掲載しておりますのでござらんいただきたいと思っております。

次に3ページをお願いいたします。資本的収入及び支出でございます。第1款資本的収入、予算合計4億8,267万8,000円に対しまして、決算額4億7,518万8,000円。予算に比べ決算の増減はマイナスの749万円となっております。収入の内訳といたしまして、第1項企業債3億6,440万円。第2項補助金2,533万5,000円。第3項出資金8,545万3,000円。第4項、固定資産売却代金は発生しておりません。

次に第1款資本的支出、予算合計5億7,493万6,000円に対しまして、決算額5億6,704万7,740円。予算に比べまして不用額が788万8,260円。支払消費税額256万2,764円となっております。支出の内訳といたしまして、第1項建設改良費5,381万8,033円。第2項企業債償還金5億1,178万9,707円。第3項投資144万円となっております。資本的収入が資本的支出に不足する額9,185万9,740

円は、当年度分消費税及び地方消費税の資本的収支調整額256万2,764円、当年度損益留保資金8,929万6,976円で補てんを行っております。

次に15ページをお願いいたします。事業報告書の総括事項でございます。中ほど9行目から御説明いたします。入院、外来患者数全体では、延べ18万1,782名で前年に比べ3.7%、6,515人の増加となり、総収入は税抜きで31億632万9,195円、前年度比で2.8%増加の8,483万7,961円の増収に対し、総費用は税抜きで30億4,197万544円となり、前年度費0.4%の増加で1,139万183円と増加いたしました。収益的収支では6,435万8,651円の純利益となっております。資本的収支では、収入合計が税抜きで4億7,518万8,000円、支出合計が税抜きで5億6,448万4,976円で、不足額8,929万6,976円となっております。この結果、収益的収支では前年より大幅に改善して、不良債務も前年度に比べまして9,283万6,270円解消し、不良債務残額でございますけれども、2億702万6,145円となっております。

以降、詳細につきましては貸借対照表、損益計算書及び附属書類を添付しておりますので、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

続きまして、ページを戻りまして14ページをお願いいたします。平成19年度上天草市立上天草総合病院事業欠損金処理計算書案でございます。当年度未処理欠損金がこれまでの累積欠損金と当年度赤字額をあわせまして19億5,647万3,098円と、前年度より6,435万8,651円減少しておりますが、ほかに処理する資金がございませんので翌年度へ繰り越してよろしいかお伺いするものでございます。

以上、認定第3号について説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（渡辺 稔夫君） 次に、報告第2号を総務部長。

総務部長（川本 一夫君） 議案の34ページをお願いいたします。

報告第2号、平成19年度決算に伴う財政の健全化法における健全化判断比率及び資金不足比率の報告について説明いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定によりまして次のとおり報告いたします。表の健全化判断比率の実質公債比率は18.0、将来負担比率は137.1となっております。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

議長（渡辺 稔夫君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。あす2日から4日までは議案研究のため休会し、次の本会議は5日午前10時から質疑の予定となっております。質疑の希望者は3日の午後5時までに通告書を御提出ください。また一般質問をなさる方は、あす午後4時までに通告書を御提出いただくようお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前11時48分